

緊急雇用対策などをご支援します！
「労務相談窓口」開設のご案内

岡崎商工会議所・岡崎市

原材料価格の高騰や受注減少など企業を取り巻く経済情勢が急激に悪化する中、とりわけ中小企業の皆さまは厳しい雇用環境に置かれています。

そこで、岡崎商工会議所と岡崎市では下記のとおり「労務相談窓口」を開設し、昨年12月に創設された「中小企業緊急雇用安定助成金」の活用などの緊急雇用対策をはじめ、労務管理全般についてご相談に応じます。この機会に是非ご利用いただきますようご案内いたします。

記

開設日時 1月28日(水)・2月4日(水)・2月12日(木)・
2月18日(水)・2月25日(水)・3月4日(水)・
3月11日(水)・3月18日(水)・3月25日(水)
午後1時～5時

場 所 岡崎商工会議所 5階 505会議室

相談員 社会保険労務士

相談内容 「中小企業緊急雇用安定助成金」の活用など緊急雇用対策、就業規則・社内規定の見直し、社会保険・年金など、労務管理全般

お申込み あらかじめTELにてご予約ください。
岡崎商工会議所 中小企業相談所 担当：石原裕充
TEL：53-6500 FAX：57-2189

2月18日(水)・3月9日(月)には「資金繰り特別相談窓口」も開設

< 中小企業緊急雇用安定助成金 >

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業者が、その雇用する労働者を一時的に休業・教育訓練又は出向させた場合に、休業・教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成するものです。

支給要件 (1)最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
(2)前年決算等の経常利益が赤字であること。ただし、生産量が5%以上減少している場合は不要。

助成額等 休業手当相当額の4/5(上限あり)、出向元で負担した賃金の4/5
教育訓練を行なう場合は上記金額に1人1日6,000円を加算